

事 務 連 絡
平成 2 1 年 6 月 1 8 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 対 E U 水産食品輸出業務担当者 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
水産庁漁政部加工流通課

対 E U 輸出水産食品の取扱要領の修正について

対 E U 輸出水産食品の取扱要領（以下「取扱要領」という）については、「対 E U 輸出水産食品の取扱いについて」（平成 2 1 年 6 月 4 日付け食安発第 0603001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21 消安第 2148 号農林水産省消費・安全局長通知、21 水漁第 175 号水産庁長官通知）により改正したところですが、一部に誤りがありましたので修正いたしました。

つきましては、取扱要領の差替え並びに貴管下関係事業者等への周知をお願いいたします。
なお、修正箇所は以下の通りです。

○別添 1（32 ページ）

：第 4 の 5 . エの 2) 「全揮発性塩基性窒素（T V N - N）の数値が、～」を「全揮発性塩基性窒素（T V B - N）の数値が、～」に修正。

○別添 1（33 ページ）

：第 6 の 3 . 「未加工の以下の表に掲げる魚種について、官能検査の結果、鮮度が疑われた場合は、T V B - N（全揮発性窒素）又は～」を「未加工の以下の表に掲げる魚種について、官能検査の結果、鮮度が疑われた場合は、T V B - N（全揮発性塩基性窒素）又は～」に修正。

○別添 5（60 ページ）

：項目「個別養殖場・施設管理」- 事項「養殖場で出荷される魚類及び甲殻類が別添 1 の第 1 の 5 . (3) の表に～、この確認事項は必要ない。」を削除。

○別添 5（61 ページ）

：項目「陸揚げ施設」- 事項「陸揚げされた魚は、～」を「陸揚げされた魚類及び甲殻類は、～」に修正。

：項目「陸揚げ施設」- 事項「養殖場で出荷される魚類及び甲殻類が別添 1 の第 1 の 5 . (3) の表に掲げる疾病の感受性種である場合には、収穫された魚類及び甲殻類は、水揚げ後殺処理され内臓が除去されているか。」を「養殖

場で出荷される魚類及び甲殻類である場合には、別添 1 の第 1 の 5 . (4) に定める処理がなされているか。」に修正。

○別紙様式 16 (100 ページ)

： 5 . (記入上の注意：別添 1 の第 1 の 5 . (3) の表に掲げる魚介類甲殻類の場合、内臓除去されているか否か記述すること。) を (記入上の注意：魚類及び甲殻類である場合には、別添 1 の第 1 の 5 . (4) に定める処理がなされているか否か記述すること。) に修正。

○別紙様式 4、10 (87、93 ページ)

：施行日等を追加。

連絡先

厚生労働省医薬食品局

食品安全部監視安全課

担当　：前川・浅沼

電話　：03 - 5253 - 1111 (内線 2490)

F A X　：03 - 3503 - 7964

水産庁漁政部加工流通課

担当　：伊藤・高松

電話　：03 - 3502 - 8111 (内線 6610)

F A X　：03 - 3591 - 6867